

「野宿者ネットワーク等」との協議等議事録（要旨）

福祉局

- 1 日 時 令和6年8月20日（火） 14時～16時
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 「野宿者ネットワーク等」
- 4 協議等の趣旨 要望書（急迫保護の実施、生活保護申請から保護費支給までの期間短縮および、更生援護資金の貸付についての要望）
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他8人
（本 市）
福祉局 7人
- 6 議 事
- （1）保護開始決定から保護費支給までの期間について（項目(2)①）
- 団体要望概要
- ・保護開始決定から保護費の支給までに時間がかかりすぎている。過去には開始決定から支給まで数日程度だったと記憶しているが、現在大幅に遅れているのはなぜか。
- 本市説明概要
- ・口座振替による支払いについては、事務処理日程の都合上、保護開始決定から支給まで一定程度の日数を要するものであるが、本市の会計規則等の規程に則り、速やかに支給するよう努めている。
- （2）保護費の支払方法について（項目(2)②）
- 団体要望概要
- ・初回の保護費の支払いは窓口において現金支給とすべきである。
 - ・保護の申請から保護費の支給までの期間が長引いてしまうと、野宿者等、明らかに急迫した状況にある要保護者は、その間炊き出しや支援者による支援に頼らざるを得ない状況となる。初回保護費の現金支給について、申請者の状況に応じた柔軟な対応を要望する。
- 本市説明概要
- ・要望項目(2)②に対する回答にも記載したとおり、厚生労働省からの通知に基づき、

窓口払いの縮減を図っているところである。また、区役所にある指定金融機関において、保護費の取扱いが見直されたことから、口座振替による支払いを進めている。

(3) 戸籍調査について (項目(2)④)

団体要望概要

- ・戸籍調査に時間がかかる原因については、昨今の郵便事情の影響と推測する。国の方針に沿って、デジタル化することを要望する。
- ・郵便で調査する場合、速達で送付しているか。

本市説明概要

- ・要望項目(2)④に対する回答にも記載したとおり、今後は本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等を請求できるようになる予定である。
- ・通常は普通郵便で送付している。

(4) 更生援護資金の貸付について (項目(3))

団体要望概要

- ・更生援護資金については、大阪市から補助金を支出していないのか。
- ・以前は2万円の貸付があったが、金額が下がった理由は。

本市説明概要

- ・更生援護資金は大阪市民生委員児童委員協議会の自主事業として、共同募金の配分を原資に運用されているもので、大阪市から補助金は支出していない。
- ・従来、更生援護資金には交通費、生活費、つなぎ資金の3種類があり、つなぎ資金が最大2万円であった。平成27年4月につなぎ資金が緊急援護資金に統合されることとなったため、更生援護資金のつなぎ資金は廃止となり、交通費と生活費の2種類になったと聞いている。